

○国土交通省令第 号

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十九号）の施行に伴い、並びに道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十七条の七第二項並びに道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第十九条の六第二項及び第十九条の十（同令第十九条の十一においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づき、道路法施行規則及び高速自動車国道法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年 月 日

国土交通大臣 石井 啓一

道路法施行規則及び高速自動車国道法施行規則の一部を改正する省令

（道路法施行規則の一部改正）

第一条 道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号口及び第四条の二第四項中「第四十七条の七」を「第四十七条の七第一項」に改める。

第四条の六（見出しを含む。）中「保管違法放置物件一覧簿」を「保管違法放置等物件一覧簿」に改める。

第四条の八の見出し中「違法放置物件」を「違法放置等物件」に改める。

第四条の十の二の次に次の二条を加える。

(交通確保施設)

第四条の十の三 法第四十七条の七第二項の国土交通省令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 一般交通の用に供する通路及びこれと同等の機能を有する建築物その他の施設
- 二 自動車駐車場及び自転車駐車場

(法第四十七条の七第二項の国土交通省令で定める要件)

第四条の十の四 法第四十七条の七第二項の国土交通省令で定める要件は、交通確保施設の整備又は維持管理を適切に行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有することとする。

別記様式第五の二中「保管違法放置物件一覧表」を「保管違法放置等物件一覧表」に、「保管した違法放置物件」を「保管した違法放置等物件」に、「放置されていた」を「放置され、又は設置されていた」に改める。

別記様式第五の三中「違法放置物件」を「違法放置等物件」に改める。

(高速自動車国道法施行規則の一部改正)

第二条 高速自動車国道法施行規則(昭和四十六年建設省令第十九号)の一部を次のように改正する。

第四条中「第四十七条の六」を「第四十七条の七第一項」に改める。

附 則

この省令は、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十八年九月三十日）から施行する。